移送費の取扱いについて

令和７年７月１日以降、自家用自動車の利用については、やむを得ず利用しなければならなかったものと認められる場合に限り、療養補償の対象として認められることとされました。そのため、今後は移送費の請求において自家用自動車を利用していた場合には、その理由を確認することとなりました。

つきましては、下記の例を参考にやむを得ず利用した理由を移送費明細書の移送費明細欄、もしくは欄外等に御記載するようお願い申し上げます。なお、理由を御記載いただいても、補償の対象外となることもございます。予め御了承ください。

例：

①傷病等の部位及び状況により、公共交通機関の利用が困難であるため。（左足を負傷しており、運転は可能であるが、歩くことが困難である場合など）

②出発地から医療機関までが遠く、周囲に利用できる公共交通機関もないことから、自家用自動車以外の通院が困難であるため。

③通勤を自家用自動車で行っており、通勤途中で医療機関を受診しないと診療時間に間に合わない等、自家用自動車以外の通院が困難であるため。

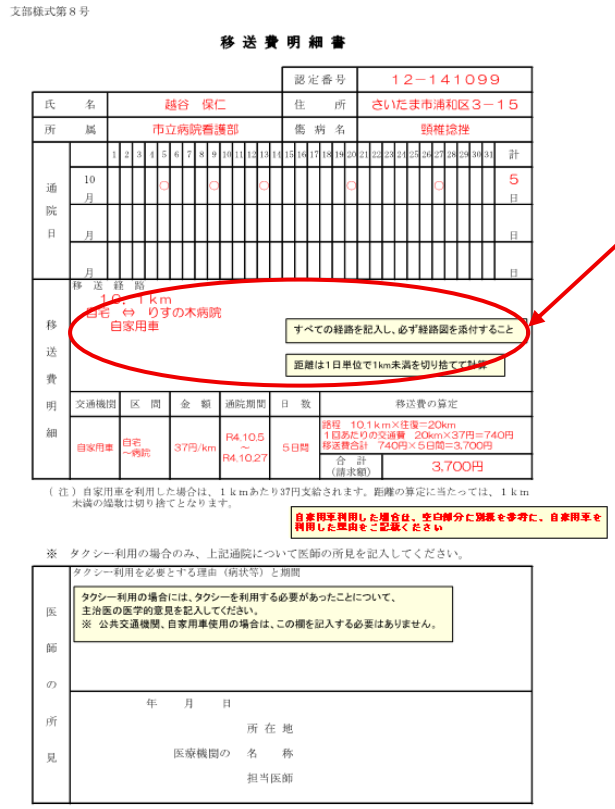

支部様式第８号

移送費明細書

		認定番号	１２－１４１０９９
氏名	越谷　保仁	住所	さいたま市浦和区３－１５
所属	市立病院看護部	傷病名	頸椎捻挫

通院日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
10月						○			○				○							○							○					5日
月																																日
月																																日

移送費明細

移送経路
１０．１ｋｍ
自宅　⇔　りすの木病院
自家用車

すべての経路を記入し、必ず経路図を添付すること

距離は１日単位で1km未満を切り捨て計算

交通機関	区間	金額	通院期間	日数	移送費の算定
自家用車	自宅～病院	37円/km	R4.10.5～R4.10.27	５日間	路程　10.1km×往復＝20km １日あたりの交通費　20km×37円＝740円 移送費合計　740円×５日間＝3,700円
					合計（請求額）　3,700円

（注）自家用車を利用した場合は、１ｋｍあたり37円支給されます。距離の算定に当たっては、１ｋｍ未満の端数は切り捨てとなります。

自家用車利用した場合は、空白部分に別紙を参考に、自家用車を利用した理由をご記載ください

※　タクシー利用の場合のみ、上記通院について医師の所見を記入してください。

医師の所見

タクシー利用を必要とする理由（病状等）と期間

タクシー利用の場合には、タクシーを利用する必要があったことについて、主治医の医学的意見を記入してください。
※　公共交通機関、自家用車使用の場合は、この欄を記入する必要はありません。

年　月　日

所在地

医療機関の　名称

担当医師

自家用自動車をやむを得ず利用した理由を左の記入例中、移送費明細欄（赤い丸で囲んだ部分）、もしくは欄外等に御記載ください。理由を御記載いただいても、補償の対象外となることもございます。予め御了承ください。

（問い合わせ先）
埼玉県教育局教育総務部　教職員課
TEL:048-830-6665